

平成14年度 第2回
東京都生活衛生審議会
議 事 録

平成14年12月19日(木)
都庁第一本庁舎33階S5会議室

【次 第】

- 1 開会 (環境衛生課長)
- 2 挨拶 (健 康 局 長)
- 3 委員紹介 (")
- 4 審議 (会 長)
 - (1) レジオネラ症の発生を防止するための公衆浴場及び旅館業における必要な措置について
 - (2) 旅館業の施設の構造設備の基準について
 - (3) 理(美)容師が理(美)容所以外の場所において業を行うことができる場合について
- 5 閉会 (環境衛生課長)

出席者

委員

学識経験者

関 哲 夫	日本大学法学部教授
小 林 正 則	東京都議会議員
小 山 敏 雄	東京都議会議員
谷 村 孝 彦	東京都議会議員
星 野 篤 功	東京都議会議員

営業者代表

高 橋 元 彰	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
田村 金一郎	社団法人東京都環境衛生協会会長
山 口 英 次	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合理事長

利用者代表

近 藤 恵 子	東京都民生児童委員連合会副会長
野 啓 子	大田区消費者団体連絡協議会代表

事務局

東京都健康局長	長 尾 至 浩
東京都健康局地域保健部長	齋 藤 進
東京都健康局地域保健部環境衛生課長	伊 奈 勝 仁
東京都健康局地域保健部環境水道課長	田 中 節 夫

(午前10時00分開会)

伊奈課長 ただいまから、平成14年度第2回東京都生活衛生審議会を開催させていただきます。

10月に引き続きまして2回目の審議会でございます。委員の先生方におかれましては、年末のお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

後ほど、議事進行を関会長にお願いする予定でございますが、それまでの間、私、環境衛生課長の伊奈が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、会議に先立ちまして、定数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都生活衛生審議会条例によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。本審議会の委員数は13名、本日の出席者は10名で、定数に達しておりますのでご報告申し上げます。

なお、東京都情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱によりまして、資料や議事録をインターネット等で公開することとなっておりますので、予めご了承いただきたいと存じます。

それでは、これから開会いたしますが、開会に当たり、長尾健康局長よりご挨拶申し上げます。

長尾局長 おはようございます。ただいまご紹介いただきました健康局長の長尾でございます。

師走の大変お忙しい中をご出席いただきまして、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

先ほども司会が触れましたが、10月に行われました前回の審議会におきまして、クリーニング関係と小規模貯水槽関係の二つのテーマについて活発なご審議をいただき、ありがとうございました。おかげさまで、いただきました答申をもとに、「東京都クリーニング業法施行条例案」及び「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例案」を、昨日閉会した第4回定例都議会に条例案として上程いたしまして、成立させていただきました。本当にありがとうございました。

本日は、これから説明申し上げますが、三つの案件について諮問させていただきたいと思っております。

まず1件目ですが、「レジオネラ症の発生を防止するための公衆浴場及び旅館業における必要な措置について」でございます。本件は、今年の夏に宮崎県で発生した、公衆浴場

を感染源とする死亡事故を教訓として、レジオネラ属菌による健康被害を防止するために、関連営業施設において必要な措置をご審議いただくものでございます。

2件目は、「旅館業の施設の構造設備の基準について」でございます。本件は、旅館業法施行令の改正によりまして、旅館業の許可に係る構造設備の基準についてご審議いただくものでございます。

3件目は、「理（美）容師が理（美）容所以外の場所において業を行うことができる場合について」でございます。本件は、理（美）容師法施行令の改正によりまして、理（美）容所以外の場所において業を行うことができる場合についてご審議いただくものでございます。

委員の皆様におかれましては、様々なお立場から活発なご審議のほどをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

伊奈課長 続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。お手元に、生活衛生審議会の次第と、諮問事項の補足資料の二つをご用意させていただいております。ご確認をお願いいたします。

それから、今回、審議会に先立ちまして、2名の委員の方々に変更がございました。新委員の皆様には、本来であればお1人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、委嘱状は2人の先生方の机の封筒の中にあらかじめ入れてございます。

続きまして、本審議会の委員及び事務局職員をご紹介します。

（委員及び事務局職員を紹介）

それでは、これからの議事は関会長にお任せし、議事の進行をよろしくお願いいたします。

関会長 おはようございます。本日は、今年度の第2回目の審議会でございます。

ここで、前回の審議会のことを若干ご報告させていただきたいと思います。第2の諮問事項でありました「小規模貯水槽水道等の衛生管理について」につきまして、適正管理のための条例等の適用範囲として、答申に「5立方メートルを超える」という定義を設けるか否かにつきまして、委員の皆様の間でご意見が分かれまして、会長一任の形で私にお任せいただくことになりました。

そこで、条例等の適用範囲として、「5立方メートルを超える」という文言は残す一方で、条例等の適用範囲外となる5立方メートル以下の施設については、設置者が「対象施

設と同等な維持管理を行うとともに、緊急時の安全性を確保するよう適切な措置を講ずること」というように、事務局原案よりも強い表現を採用させていただき、それを答申としまして、10月25日付で皆様にお送り申し上げたところでございます。

先ほど局長から、前回の審議結果をもとにした条例が成立したと伺いました。大変嬉しく存じております。

さて、今回の諮問事項は、先ほどお話がありましたように3点ございます。それぞれ懸案事項及びそれに対する考え方から構成されております。本日の審議会は、委員の先生方からこれらの考え方に対するご意見をいただく形をとらせていただきたいと思います。

まず、第1の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いします。

伊奈課長 それでは、ご説明させていただきます。次第の4ページをお開きください。

(「諮問事項1」朗読)

関会長 ただいま事務局から説明がありましたが、レジオネラ症という病気が社会的に注目されて、被害者も多くなっております。そこで、旅館や公衆浴場における対応として、条例で必要な定めを規定してはどうかという国からの実質的な助言があるわけです。そこで、条例案として提案したい内容について知事から諮問があったわけでございます。

説明の内容につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

山口委員 私も全国のものを引き受けておりますから、これは大変関心が深うございます。また、今日のこれらの条例案については全くそのとおりでございまして、私どもも、これを出したらその温泉地は終わりであると。温泉に限らず、その旅館はもうアウトだと。こういう認識を持っております。

二つの点をお聞きしたいと思います。まず、これは検便のように義務付けられるとすると、これの検査料は今いくらくらいしていますか。

伊奈課長 レジオネラ属菌の水質検査料金は、検査機関によって若干異なっております。民間の調査機関では幅がございしますが、1件当たり5,250円から1万5,720円の幅で実施されております。

山口委員 私も大体そういう幅があり、中をとっても1万円くらいであることは承知しております。しかし、私は、こういう条例化に当たって、すぐにやりなさいと、やることは当たり前ですが、いきなり来年度からこれがかかってくるとなると、こういった大変厳しい経済環境でございまして、それが条例化において支出しなければならないとなりますと、2分の1の何か公的な補助ができないだろうかと思います。特に、スタートの15年度

や16年度などは、またそのうちの3分の1にしますとか、傾斜的にでも補助金をぜひ東京都においても、ご検討というよりも、ぜひやっていただきたい。そのことで、ほとんどの施設も把握ができるでしょうし、ぜひお願いをしたいということが一点でございます。

もう一つは、6ページのところに、下から二つ目ですが、みんな「ろ過器」となっているのに、ここだけは「ろ過器等」となっております。これはもちろん循環するという意味合いですから把握はできますが、「等」には何が入るのでしょうか。

長尾局長 お気持ちは十二分にわかるつもりでおりますし、切実さも十分わかります。ただ、補助金を出すときに、金額の問題ではなくて、どういう範囲で補助金を出すか、どういう部分で補助をすることが都民の理解を得られるかという基本的な議論をする必要がございますので、強い希望はわかるのですが、検討するというお答え自体、現時点では難しいというのが実情でございます。これは皆さん方とも、こういう審議会の場で議論することも大事ですが、もう少し突っ込んだ意見交換もしてみる必要があるかなと考えております。これは「行政は何をやるべきなのか」という基本的な議論に入ると思います。補助金を出してやる方がいいのかどうか。「そこに補助金を出すならこちらはどうか」等、いろいろな問題が出てきますので、基本的に、検討することは現時点では難しいかと思っております。

山口委員 そういう一刀両断ではなくて、検便などはわずか200円から300円ぐらい、かつては無料でやっていたわけですね。私が申し上げているのは、ただ単にそれだけ出しなさいと言っているのではなくて、今後、少なくともそういうものを検討して、やはり国民の生命を預かるという観点に立てば、私は行政上においてもこれは当たり前のことだと思います。議論を待つまでもなく。それは予算上の問題として、健康局にはお金がないからということならまだ話はわかりませんが、議論の余地はないということはないと思います。少なくとも、議論をする範囲内においてやることではない。むしろ、いわゆる国民の健康、利用者の健康を預かるという立場から考えれば、何らかの形で。難しいと一刀両断ではなくて、今後もそれは検討させていただきたいということで留保させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

長尾局長 今、誠に申し訳ない議論をしているのですが、一つは、ここは審議会の場でございますから、ここで検討をお約束することは非常に大きな意味を持ってまいります。そういう意味で言うと、私どもも、審議会の場で約束できるほどの自信がございませんので、お約束はしかねます。もう一点は、議論はさせていただきたいし、私どもも検討はし

たいと思います。ただ、それは審議会の場でお約束してやるのではなくて、一般的に都の行政はどうあるべきかといったことについて、私たちは都議会議員の先生方とも議論しながらやっていきますので、そのときに皆さん方の切実な気持ちはよく汲み取っていきたいと思います。

ただ、現時点では、他の業種の例を出す気持ちはございませんが、いろいろな問題で、「自分たちの営業に関して、できたら補助があればいいな」という希望はあちこちにございます。そのときに、先ほど出された検便や何かですと、国民の生命に直結する問題で、終戦直後のあの実情から考えて、公費を使っても、発生源を阻止することによって国民の健康を守るという大きな意味がございましたが、今回、それに該当するかどうか。それは直接意見交換をさせていただきたいと思います。

山口委員 わかりました。今日は都議の先生方もいらっしゃいますので、先生方にもぜひそのあたりをお願いいたしまして質問を終わります。

伊奈課長 二点目につきましては、先ほどの次第の8ページをお開きいただきたいと思ひます。その絵の中に、ろ過器の横に加熱器が示されていると思ひます。ろ過器を使わずに、浴槽の温度を上げて循環しているのみという構造もあるということで、「等」で括っております。

山口委員 承知いたしました。

高橋委員 今、山口委員からあった補助金の問題で、例えばそれが困難であれば、保健所等を通じて検査回数を増やしていくというような手もあるのではないかと思いますので、その辺もできればご検討願いたいというのが一点でございます。

それから、この5ページを見ておられますと、これまでの衛生指導は法的強制力を持たないために予防措置が徹底されなかった点は否めなると書いてあります。ここで言う法的強制力としてはどの程度の罰則をとお考えなのか。その辺のことをお聞かせ願えればと思ひます。

関会長 今の第1点目は要望ですね。

高橋委員 はい、要望です。

関会長 では、第2点目の回答をお願いします。

伊奈課長 罰則の規定の件でございますが、今回、レジオネラ属菌が発生しないよう施設管理を自主的に検査していただくために新たに管理者を設置していただきたいと考えております。管理者による自主的な検査の中で、レジオネラ属菌が発生した場合については、

当然、改善をお願いするわけですが、今現在は、そういう状況になりましたら、所管の保健所にご報告をいただき、保健所と一体となって取り組むことにより行政検査も実施し、レジオネラ属菌の発生防止に努めていきたいと考えてございます。

今回、旅館、公衆浴場とも、法律で委任を受けて制定されるもので、実際にそれに反して営業を続けた場合については、法に基づく営業停止、許可の取消しにつながっていくかと思えます。

高橋委員 いきなりということではございませんね。保健所と一体となってきちんと対応していただくということになるわけですね。

伊奈課長 はい。私どもと一体となってやっていただきたいと思います。

小林委員 補足資料の2ページに、最近の死亡事故の事例が載っております。この中で、平成12年3月と6月に、業務上過失致死傷で書類送検されていますよね。同じような痛ましい事故が起きているのに、この2ケースだけが業務上過失致死傷罪になっています。これは、なぜこの2件だけが過失致死傷罪になったのか、その辺の詳しいことは把握していませんか。

事務局 これにつきましては、静岡と茨城のほうですが、管理が十分に行えなかったという内容と、さらに患者の喀痰と浴場から出たレジオネラ属菌のDNAの型が一致したということで、確実にここから出したものだ。そういうことから、管理の過失責任があったと聞いております。

小林委員 わかりました。

関会長 ほかに何かございますか。

星野委員 レジオネラの問題がここへ来ているいろいろ言われてきたのですが、アメリカの例が今から25年ぐらい前で、専門家としては、皆さん実際にこういうものを危険だなと感じてきたのはいつごろからでしょうか。

事務局 国が昭和51年、屋上にあるクーリングタワー（空調用の冷却塔）の調査を始めまして、東京都もその翌年から調査を開始しております。最初は、クーリングタワーの飛沫が特に問題になるということで調査をしたのですが、その後、いわゆる家庭用の24時間の循環風呂が出てきまして、やはり浴槽から発生してきたということで、平成に入ってから、空調に加えて、家庭用の循環浴槽のレジオネラも問題視して調査を始めております。

東京都も、昭和56年、最初はビル検査班が空調用の調査をやりましたが、平成6年ごろから保健所において調査を開始しております。例えば、そういう循環浴槽のところで危険

があるところに普及啓発したり、公衆浴場や温泉といった施設も指導しまして、レジオネラ属菌がゼロになるような対策を講じてきております。

星野委員 この条例は、温泉とか浴場とか、専門の施設を対象として考えられているわけですがけれども、一般の家庭で24時間の循環式の風呂はかなり普及していると思います。意外とこれが知られていないような気がします。最近、新聞等が出てきたので、やっと、そういうものがあるのだなという認識だろうと思います。私は、もちろんこの条例を作り、お客さんを収容して営業するところを対象に規定を設けていくことも必要だと思いますが、一般的にもっと、各家庭なり都民にアピールする方法をぜひ考えてほしいと思います。この審議会の中から外れる意見かもしれませんが、それをやってもらうことによって、私は、レジオネラに対する世間の認識が深まり、条例の効果も出てくると思うのですが、いかがでしょうか。

齋藤部長 先ほど申し上げましたとおり、都民向けとしまして、昭和五十年代よりビルの冷却塔から調査を始めたのですが、24時間風呂のお話もございましたので、都民向けに、平成10年、レジオネラ症についての冊子を保健所のほうに1万部程度準備したと思います。さらに改訂版も作成しておりまして、今後ともこういう形で一般家庭にもこの問題についての啓発普及を進めていきたいと考えております。

田村委員 この件について、私はこういう資料をお持ちしたのですが、これは、家庭の24時間風呂のデータです。これをちょっとご覧になっていただけますか。

伊奈課長 ただいまいただいたもので、70 ということと、あと、温泉水、公衆浴場、一般浴槽云々でございます。先ほど星野委員からもちょうとお話がありました家庭用につきましては、補足資料の3ページをおめくりいただきますと、そこに、都民への普及啓発とありまして、家庭用の24時間風呂について、先ほどお示したようなパンフ等で保健所等において啓発を行っております。それから、販売をしている業界や団体につきましては、平成8年に、旧通産省から24時間風呂の製造販売業者に対して、製品の広告等を含め安全対策の検討を実施し、消費者からの問い合わせに対して的確で迅速な対応をしているところでございます。

それから、レジオネラ属菌につきましては、ここに70度と書いてございますが、今までの科学的データ、知見等によりますと、60度以上ではレジオネラ属菌が検出されていないというデータが出てございますので、目安として60度まで加熱していただくということ。それから、ボイラー等の老朽化でどうしても60度まで温度が上がらない場合については、

先ほどもご説明しました塩素殺菌 0.4ミリグラムという状況を保っていただければ、レジオネラ属菌による症例等が発生しないようになると考えてございます。

関会長 今の星野委員のご指摘の点も重要だと思いますが、3ページに出ているように、ここでは当面、公衆浴場と旅館を対象にして、だんだんとほかの部分についても検討されると伺ってよろしいのですね。

田村委員 先ほど、山口委員さんから、何とか補助金をというお話が出ましたが、検査の検査料が、5,000円台から1万5,000円台まで、これはどういうことなのかご説明いただけますか。検査料金に幅があるのはどういうことで。誰しも安いほうを願うと思いますが。

伊奈課長 それぞれ抱えている検査機関の人件費も含めてコストがあるかと思います。私ども東京都の衛生研究所では、1万9,500円ぐらいになろうかと思います。それから、財団でございますが、東京都予防医学協会で仮に実施すると5,250円ぐらい。それから、財団の東京顕微鏡院、立川や衛生センターでは1万2,600円ぐらい。相当幅がございます。

田村委員 幅がありすぎますね。東京都がやると1万9,500円ですか。

伊奈課長 はい。人件費の影響もありますが、検査手法の違い等によるものと思われま

す。

田村委員 それはやはり東京都の職員の給料が高いからかな。もう少し、なぜ高いのかははっきりしないと。

関会長 ほかに何かございますか。

山口委員 私どもの組織率が約50%ですが、アウトサイダーが50%あります。都内での対象軒数は何軒くらいですか。

伊奈課長 私どもが所管しているのは多摩地域でございます。多摩地域における旅館業として、旅館のほかにホテル、簡易宿泊等がございます。施設数としては1,180施設でございます。今回対象となる循環式を利用しているのが570ということで、割合では50%近くが対象になります。

山口委員 今、多摩とおっしゃいましたが、区部はどうですか。実は、最近、ビジネスホテルでも屋上に露天風呂をつくるということが流行しています。これはみんな循環器です。だから、都内でも実は対象軒数が結構あると思います。

伊奈課長 区部につきましては、委任条項で区に下ろしております。正確な数字は把握しておりません。

山口委員 それだとわからないじゃないの。いくらなのか全然。だからだめという話になりますよ。

伊奈課長 所管としましては、都保健所は多摩、区部につきましては委任条項で区へ委任しておりますので区対応となろうと思います。

山口委員 区の対応でも、それは報告事項として都がつかんでいないとおかしな話ですよ。

齋藤部長 私が手元に持っているデータでは、旅館業でくくられる総数は約 3,300ございまして、そのうち、多摩・島しょで 1,200軒程度ですので、残りの 2,000軒強が区部に相当します。その中でどれだけ循環式のものがあるかについては、申し訳ございません、今手元に資料はございませんけれども、先ほどの多摩の例でも半数以上でしたので、900軒あるいは 1,000軒程度になろうかと理解しております。

関会長 どうもありがとうございました。

それでは、第2の諮問事項に移らせていただきます。その内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

伊奈課長 それでは、次第の4ページに戻らせていただきます。

(「諮問事項2」朗読)

関会長 この「旅館業法の施設の構造設備の基準について」という諮問事項は、従来、この関係は国の機関委任事務であった。それを、国の機関としての都知事が執行していたということで、東京都規則の形で知事は基準を決めていたわけですね。ところが、今度、地方分権一括法が通って、機関委任事務が廃止され、自治権拡充で東京都の自治事務になった。そうすると条例事項に変わるということで、一つは、従来の東京都規則で決めていた基準を条例化するという、当然必要な措置があって、それから、その機会に、衛生管理上特に重要な事項を、この際条例で入れたいと。それがプラスアルファになるわけですね。この二つを含んでいますよね。そういう理解でいいですか。

伊奈課長 はい、そのとおりでございます。

関会長 それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

山口委員 私どもの業界におきましても、先生方もご存じだろうと思いますが、今、ラブホテルというものは店舗型性風俗特殊営業という枠にはめられまして、それは、監督官庁の警察に届出をするかしないかによって決まります。届出をすると、店舗型性風俗特殊営業であるから、公序良俗を害するものでも何でも置いて構わないよというところがござ

います。届出をしないと、これはラブホテルではなくて一般の宿泊業として認めますと。こういう区分けになっています。

ただ、一つだけ問題点がありますのは、窓の問題があると思います。これはただ単に、今言った店舗型性風俗特殊営業については少し制限をしていこうという狙いは十分にわかりますし、むしろこういうものはなくなっていいと思います。ただ、この窓の点は、建築基準法などに則って、隣との関係や何かで、やはり窓がない部屋がこれからもかなり出てくる可能性があると思います。

今までは、これは細則でしたから、細則にはこれが入っていたわけですね、既に。しかし、今後条例化すると、今度は、既存のものには遡及しないのでしょうか。新築のものに対しては、窓がないところは認めないということで決定したわけでしょうか。

伊奈課長 窓の絡みでございますが、今回お願いするものは、客室に適当な採光を確保することから、客室の宿泊部分に窓を設置していただきたいというものでございます。

山口委員 それはわかります。文言のとおりですから。ただ、今申し上げましたように、極めて効率的に作らなければならないとなりますと、すべてが窓の側に面している、つまり、窓を作ることだけでこの規制をかけられてしまうと、建物によっては、例えば正方形みたいな地形でいきますと、全部の周辺にとれないという状況も結構あります。それがこの条例化によって、建築の段階で作れないという認識でいいのでしょうか。

関会長 山口委員のご質問は、窓に関する規制が条例化されると、それが遡及して既にあるものについても付けさせられるということなのか、そうではなくて、新しく作るものだけなのか。その点に関心がおありなのでしょう。

山口委員 もちろん、既存のものについては別に問題はなくて、新規でこれから作るものに対する構造基準としてこの条例をかけられた場合、通常の施設でもかなり、こういった部屋をつくれますから、果たしてそれがどうなのかなと。

伊奈課長 建築基準法によりますと、窓がない部屋の設置は可能ですが、旅館業法におきましては、窓のない部屋は今の政令の中で実際に認められていない、ということは不可能であるということでございます。

山口委員 今までは、認めてはいないけれども、細則だから、罰則規定もないから、作ってしまったらもうそれは仕方がないという考えだったと思います。したがって、それが条例化されることによって法的根拠も強化されるというか、それはつまり、この業法に基づいてだめ、建築基準法はいい、そういう矛盾があるわけですか。

関会長 旅館業法でも現在禁止されているわけでしょ、政令で。

伊奈課長 はい、政令で窓のない部屋は、旅館業法上、部屋として認められておりません。

関会長 今度その条例では、それと同じことを規定するわけですか。

事務局 今度、条例で規定しようというのは、無窓の部屋はもちろん政令でダメなのですが、窓を、例えばどこにつけるといことは今まで特に規定がありませんでしたので、トイレとか、いわゆるベッドやそういうものがないところにつけて、これでもいいだろうという実態があったものですから、やはり採光を十分に取るために、ベッドがあるとか寝具があるとか、客が一番利用するメインのところには窓は必ずつけなさいと。そういうものを盛り込ませていただきたいということになっております。

関会長 その意味では、若干の規制強化になるわけですね。

事務局 もともと窓はつけるのですが、位置を、必ずそういう位置につけなさいということにさせていただきたいと思っています。

山口委員 わかりました。従来の細則があまり機能していなかったのが、ここで条例化されると、今度は厳しいよと。現実的に建築をしようという人たちにとって、この辺のところはまだつかめないのですが、もちろん無窓はあまりいいことではないことは当然ですが。今後は指導強化されるということで認識いたします。わかりました。

伊奈課長 若干補足しますと、客室定員の床面積の10分の1を確保しろという形になってございまして、先ほど言いましたように、どこに窓をつけてもいいということで、風俗営業の場合は、浴槽や便所等に窓をつけて、居室の部分についてはできる限り窓がない構造にしているというのが現状でございます。そこで今回、その場所に、睡眠とか休憩するところに窓を設置していただきたいと。位置について若干厳しくなったということでございます。

関会長 それでは、議論も尽きたようでございますので、第2番目の諮問についての審議を終わらせていただきます。

続きまして、第3の諮問事項に移りたいと存じます。内容について事務局から説明をお願いします。

伊奈課長

(「諮問事項3」朗読)

関会長 これも諮問事項の第2と同じような趣旨ですね。自治権拡充に伴って、従来は

知事が細則で決めていた事項を条例事項に移管されたと。今度は議会の議決を経て、条例の形でこれを規定しようということですが、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

高橋委員 11ページの2の細かい項目の二つ目ですが、「社会福祉施設その他収容施設等」と書いてございますが、この「等」にはどのようなものをお考えになっておられますか。

伊奈課長 社会福祉法に規定する社会福祉施設のほかに、何からの形で外部から、身体に強制もしくは制限を付され監督を受けている者が収容される施設を対象としておりまして、具体的には、刑務所とか少年院などがございます。

高橋委員 そうすると、例えばデイサービスなどは入所になるのですか。日帰りの人をそのときに施術するというのは。

伊奈課長 それは「社会福祉施設」の中に入りますので、できます。

高橋委員 その拡大解釈は、例えばこの「等」の中においてできることになりますか。民間などでやった場合も。

伊奈課長 はい。今現在でもやっております。

関会長 ほかにございませんか。

野委員 理(美)容の場合、高齢化してきていて、施設入居ではなかなか賄いきれないために在宅介護を重要視していこうという流れの中で、自宅にしながら、そういうことの出張をお願いできるような態勢も今後は望まれるのではないかと思います。資格を持つ人が、お店を必ず持っていなければ動けないということではなく、利用者の立場に立つと、もう少し出張形式のようなものが広がって、それが選択されていくことが必要ではないかと思えます。

先ほどから、条例化に向けた流れや補助金のお話を聞きました。補助金も、東京都の中で、多くの分野で出していると思いますが、やはり全体の見直しを、必ず、利用者や消費者側の視点を踏まえて行っていく必要があるのではないかと。私たちも、努力している業界を支持したい、応援したいと思うわけですが、その辺の見直しのスケジュールとか、どういう会議でそれを行うつもりであるとか、そういうことが全然見えない。審議会でそんなことを言っても仕方がないのかもしれないとは思いますが、何かこの場だけでは議論し尽くせないのではないかという限界を感じます。

規制についても、美容業界の方は、私が通っているところに伺いましたら、資格を取る

ための試験に非常に古い規制があると聞いたので、現状の社会的なニーズに合わない部分は、業界の人も今幾つも抱えているのではないかと思います。どんどん動いていく社会に合った、また、利用者側のニーズに対応していくような柔軟性とか、そういうものが現状ではどこか欠けているのではないかと思います。今言ったことは、希望としてお聞きいただきたいと思います。

伊奈課長 お答えできる範囲でお答えいたします。

まず、寝たきりの高齢者の方等につきましては、政令の中で、先ほど読み上げた中で「疾病その他の理由により」とありましたが、「その他の理由」というのは、在宅で寝たきりの方等を対象に施術できますというところでございます。

福祉政策の一貫として、寝たきり高齢者等の家庭に対して出張業務等を行う場合、ほとんどの区市町村では補助制度がございます。一つの例として挙げますと、港区であれば、65歳以上の在宅の寝たきり高齢者を対象に理容サービスを行う場合ということで、年に4回補助が出ております。

それから、理（美）容所を構えていなければいけないという現状の中にあっても、自動車等を使って自宅の近くまで行って施術ができるように、ニーズに合わせてそれなりに見直し等が図られていると理解しております。

✧野委員 この条例の中に書かなくてもいいわけですか。

伊奈課長 はい。政令の中でそれは既にうたわれておりますので。

✧野委員 わかりました。

近藤委員 レジオネラ属菌の場合でも、今回は浴場と旅館業に絞っておりますが、やはり家庭において、子ども、利用者の立場、地域を守る立場から言いますと、24時間のお風呂なども、周りの皆さんに聞いてみましたら、「便利に使っていて1カ月取り替えないでいい」というお話も伺って、これは大変なことなのではないかなと思いました。もっと、地域保健センターのようなところと協力して問題化すれば、地域の皆さんにもよくわかっていただけるのではないかと。そのような普及がないわけですね。ですから、浴場とか旅館業に限らず、家庭の24時間風呂は問題にしていかなければいけないのではないかと考えております。それには、地域の保健所や保健センターあたりで、これについての検討をしていただけたらありがたいのではないかと思いました。

関会長 これは、この審議会の権限外なので正式な要望ということではなくて、事実上お願いしたいということだということですね。

近藤委員　そうですね。お願いいたします。

伊奈課長　先ほどお配りしたレジオネラのパンフの11ページをお開きいただきますと、「循環式浴槽」という項目がございます。その後段に、浴槽中に空気を含む構造の気泡とかジェットバスとか、24時間風呂等を想定しておりますが、毎日循環とって、水を1日に1回以上交換する形で、気泡とかジェットバスを使っている場合は、レジオネラ属菌は発生しません。連日循環式とって、2日から1週間に1回交換するような循環的浴槽ですと、レジオネラ属菌が発生するということがございまして、こういうものについてもう少し、より具体的にわかりやすい形で、保健所等を含めて周知なり啓発をしていきたいと考えております。

関会長　非常に重要な事項なので、この審議会とは別に、いろいろと検討していただければと思います。

長尾局長　PRの方法につきましては、いろいろな分野で言われております。1,200万の都民がいらっしゃるに、ちょっと難しいという実情もあるのですが、少しでも行き届くように工夫してまいります。

関会長　よろしくお願いいたします。

それではこのあたりで、第3番目の諮問事項についての審議を終わらせていただきます。局長から何か発言があるということでございますので、お願いします。

長尾局長　ありがとうございました。実は、この諮問事項3の問題について、条例化するなら、衛生面からもう少し管理の徹底を義務づけるべきではないかという提案がありまして、これから検討していきたいと思っております。

ただ、仮に条例化することになりますと、またこの審議会にお集まりいただいてお諮りしなければならぬのですが、そのあたりまで含めて、条例化がいいのかどうか。あるいは、何ができるか。内部でもまだ検討する事項もございまして、それだけ少し申し述べさせていただきます。

以上でございます。

関会長　ありがとうございました。

以上で本日予定されていた3点の諮問事項の審議が終わりました。有益なご意見をいただけたと思います。その結果、諮問事項について別紙として添付されている資料がありますが、これで概ねご異存はないと私は理解いたしました。それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

関会長 そうしますと、その内容で、これを知事への答申案として、健康局長へ私から手渡してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

関会長 また、正式答申は、審議会後にまとめ、先生方にお送りいたしたいと思っております。ご了承いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

関会長 よろしく願いいたします。

以上3点につきまして、知事への答申案としてご了承いただいたと存じます。

この答申案を、知事の代理者である長尾健康局長にお渡しいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(答申案の手交)

関会長 どうもありがとうございました。

局長から何かありますか。

長尾局長 ただいま会長から、知事の代理として答申案をいただきました。ありがとうございました。答申につきましては、まず都議会の先生方のご理解を得て条例化に全力をあげ、それから具体的に政策化してまいりたいと思っております。

それから、本日はいろいろ活発なご議論が生まれて、条例に盛り込めない事項についてもいろいろなお意見をいただいておりますので、それらも日常の行政で生かしてまいりたいと思っております。議論をもう少し詰めなければならない課題も多々あるようでございますので、それはこの場とは別にいろいろ検討させていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

関会長 それでは、以上をもちまして、本日本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。委員の皆様方には、長時間にわたり有益なご意見をいただき、ご審議ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

伊奈課長 関会長、どうもありがとうございました。ただいま会長からいただきました答申の案に基づきまして、局長からのお礼のご挨拶の中でも申し述べましたように、今後、条例案の作成、特別区等との調整等を行い、答申の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

委員の皆様にご賜りましたご尽力に対しましては、改めて御礼申し上げまして、本日の審

議会は閉会させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(午前11時20分閉会)